

平成 28 年度 実施方針の策定の見通しについて

平成 28 年 4 月 1 日
桑名広域清掃事業組合

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 1 項の規定に準じ、本年度に策定することが見込まれる実施方針の見通しについて公表します。

特定事業の 名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を 策定する時期
ごみ処理施設 整備運営事業	整備：3 年 9 ヶ月以内 運営：20 年	ごみ焼却施設の整備運営業務 既存施設の運営業務	桑名市多度町力尾 及び 員弁郡東員町大字穴太 地内	平成 28 年 4 月 (予定)